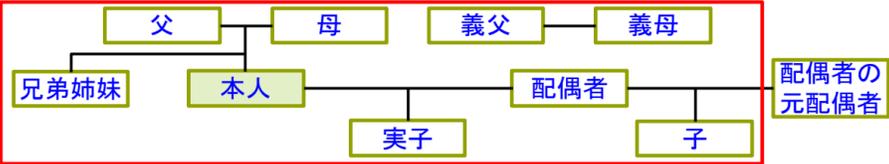


(法人のお客さま向け)よくあるご質問

No.	ご質問	回答
1	「お客さまインフォメーションオフィス」から、ハガキ(封書)が届いたのだが、これは本当に三井住友銀行が出したものか。	弊行から送付させていただいております。近年わが国では、銀行の口座を利用した特殊詐欺が多発しているほか、国際社会では、穏やかな日常生活を一瞬にして奪い取るテロの脅威が現実となっています。そのため、定期的にお客さまの情報やお取引目的を確認させていただくことで、お客さまに安心して利便性の高い金融サービスをご利用いただきたいと考えております。何卒、ご理解、ご協力をお願い致します。
2	お取引目的等届出書に回答しなくともよいか。	安心して利便性の高い金融サービスをご利用頂くため、皆さまにお伺いしております。何卒、ご理解・ご協力をお願い致します。
3	お取引目的等届出書Web提出のお願いが届いたが、専用Webサイトからではなく、紙の届出書で回答できないか。	お手数をお掛けし申し訳ございませんが、お手元のハガキ(封書)に記載の照会先にご連絡頂ければ、紙の「お取引目的等届出書」を郵送させていただきます。
4	専用Webサイトの回答入力画面で、外字(難漢字)が登録できないがどうすればよいか？	システム上、外字(難漢字)や環境依存文字の登録ができない仕様となっております。ご不便をお掛けし、申し訳ございませんが、該当の漢字のみカタカナでご回答ください。
5	専用Webサイト上で回答を進めているが、回答途中で入力内容を一時保存したい。どのようにすればよいか。	<p>パソコンからご入力いただく場合のみ、一時保存機能が有効です(スマホ・タブレットではご利用いただけません)。画面右下の「一時保存」をクリック頂きますと、「一時保存ができます」という説明モーダルが表示されますので、「一時保存」ボタンをクリックして下さい。その後、「一時保存について」というポップアップが表示されますので、「一時保存をする」をクリックして下さい。</p>  <p>一時保存について</p> <p>これまで入力いただいた内容を現在お使いのパソコンに保存します。保存したファイルをアップロードしていただくことで、入力済の内容を反映した状態で再開することができます。再開される際はログイン後の画面で「続きから回答する」ボタンを押してアップロード画面にてファイルのアップロードを行ってください。</p> <p>保存したファイルは再開する際に使用しますので削除せず保管ください。</p> <p>※入力エラーがある項目は保存されません。 ※実質的支配者関係図は一時保存されませんので、再開後に再度アップロードを行ってください。</p>  <p>再開するときは再度ログイン</p> <p>「続きから回答する」でファイルをアップロード</p> <p>再開する際は本ページに再度アクセスしログインしてください。</p> <p>ログイン後の画面で「続きから回答する」を選択し以降は画面のガイドに合わせてお進みください。</p> <p>キャンセル 一時保存をする</p>

No.	ご質問	回答
6	一時保存したところから再開したいが、どうすればよいか。	<p>ログイン後の画面で、「続きから回答する」ボタンを押して、アップロード画面にてファイルのアップロードを行ってください。</p> <div style="text-align: center;"> <h3>「お取引目的等届出書」Web回答</h3> <p>初めての方 本サイトに初めてログイン・回答される方はこちら</p> <p>初めから回答する</p> <p>一時保存をされた方 一時保存ファイルをアップロードし前回の続きから入力される方はこちら</p> <p>続きから回答する</p> </div>
7	回答を進めているが、一時保存した内容をPDFで出力(もしくは印刷)したい。どのようにすればよいか。	<p>ページ右上に「PDF出力」のボタンがありますので、クリックして下さい。PDF出力(もしくは印刷)が可能です。パソコンからご入力いただく場合のみ一時保存とPDF出力(印刷)機能が有効です(スマホ・タブレットではご利用いただけません)。</p> 
8	「属性」で何を選択するのが適当なのか分からない。(例:「健康保険組合」「労働組合」「公益財団法人」など)	<p>お客さまの属性にあわせてご選択ください。ご不明の場合は以下の代表的な類型を参照してください。</p> <p>国・地方公共団体: 政府、地方自治体、法人形態以外の国公立学校等 人格のない社団・財団等/任意団体: クラブ、町内会、PTA、同好会、法人格のない組合・団体、投資組合・LLP(法人格がある場合を除く)等 非上場企業等: 上場企業以外の会社、学校法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、法人格のある組合・団体等</p>
9	口座名義は「(株)若草商事 預り口」「若草組合 代表 若草太郎」等のようにしているが、法人名の名称入力欄にも口座名義と同一の回答で良いか。	法人名の名称入力欄には、法人名や団体名のみをご入力ください。
10	「登記上の所在地」では、何を回答すればよいのか。	「本店・主たる事務所の所在地」以外に別途「支店登記」がある場合で、その支店を主体として当行とお取引いただいている場合、その支店の住所をご回答ください。
11	お取引目的等届出書に新しい住所を入力して提出した場合、住所の変更手続は不要か。	お取引目的等届出書は変更届を兼ねておりません。お口座の届出住所に変更がある場合は、別途お手続きが必要になりますので、ValueDoorでお手続きいただくか、最寄りの支店にご来店ください。
12	外国PEPsとはなにか。	<p>外国PEPsとは、外国政府等において重要な公的地位にある方(過去に該当した方を含みます)、及び、そのご家族を指します。</p> <p>1. 外国政府等において重要な公的地位にある方とは、外国の元首や外国政府・中央銀行等の機関で重要な地位にある方として、次の職位にある方となります(過去にその職位につかっていた方も含みます)。</p> <p>(1)外国の元首 (2)本邦における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位 (3)本邦における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位 (4)本邦における最高裁判所の裁判官に相当する職位 (5)本邦における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位 (6)本邦における統合幕僚長、統合副幕僚長、陸上幕僚長、陸上副幕僚長、海上幕僚長、海上副幕僚長、航空幕僚長または航空副幕僚長に相当する職位 (7)中央銀行の役員 (8)予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員 ※本邦における上記職位にある方は外国PEPsに該当しません。</p> <p>2. 上記に該当する方のご家族とは、下図の赤枠内に該当する方となります。</p>  <p>※事実上、婚姻関係と同様の事情にある方(内縁関係にある方等)を含みます</p>

No.	ご質問	回答
13	取引目的は一つ選択すれば良いのか。	すべてのお取引目的(最大4つ)を選択するようにしてください。特に、「外国為替取引」や「貸金庫」取引のあるお客さまは、選択漏れの無いようお願い致します。
14	経済制裁対象国等とはなにか。	経済制裁対象国等とは、本邦の外為法や米国のOFAC規制により、取引が制限されている国や地域のことです。具体的には、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)です。
15	実質的支配者とはなにか。	<p>実質的支配者とは、法人のお客さまとのお取引の際に、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人(注1)の方の事です。</p> <p>1. お客さまの法人の形態によって、下図の通り実質的支配者を確認させていただきます。</p> <div data-bbox="1031 759 1745 1522" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[お客さまの法人の形態] --> B[資本多数決法人 (注2)] A --> C[資本多数決法人以外の法人 (注2)] B --> D[直接または間接に25%超の議決権を保有する個人の方 (注3) (注4) 該当する方が いない場合 は以下の方] C --> E["① 法人のお客さまの事業収益・事業財産の25%超を配当・分配で受け取る権利を有する個人の方 (注4) または ② 出資、融資、取引その他の関係を通じてお客さまの事業活動に支配的な影響力を有する個人の方 該当する方が いない場合 は以下の方"] D --> F[法人を代表し、その業務を執行する個人の方 (代表取締役等)] E --> F </pre> </div> <p>(注1)実質的支配者の確認においては、国、地方公共団体、上場企業・その子会社も個人の方に含まれるものとみなします。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は実質的支配者に該当しません。</p> <p>(注2)資本多数決法人には、株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人等の法人が該当します。また、資本多数決法人以外の法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社等が該当します。</p> <p>(注3)間接に保有するとは、議決権の50%超を保有する支配法人を通じて、法人のお客さまの議決権を保有することを言います。</p> <div data-bbox="1108 1852 1625 2249" data-label="Diagram"> <p>【例】</p> <pre> graph TD I[個人の方] -- 議決権60% --> B[支配法人 (B社)] B -- 議決権10% --> A[法人のお客さま (A社)] I -- 議決権30% --> A </pre> </div> <p>上記のケースでは、個人の方がB社の議決権の60%を保有しているため、個人の方は間接に10%の議決権を保有していると言えます。なお、この場合、個人の方は、直接に30%の議決権を保有しているため、直接または間接に40%の議決権を保有しています。</p> <p>(注4)該当する個人の方が、50%超の議決権または50%超を配当・分配で受ける権利を有する場合、その個人の方のみが実質的支配者に該当します。</p>
16	専用Webサイトで回答を完了できたかわからないので、確認したい。どのようにすればよいか。	お客さまのご回答後、ご回答時にご入力いただきましたメールアドレス宛に、当行より回答内容の受付が完了した旨のメールをお送りします。